

## 袋井市男女共同参画推進条例の説明について

### 前 文

全ての人、その性別にかかわらず、法の下に平等であり、社会のあらゆる分野において、個人として互いの人権が尊重されなければならない。

しかしながら、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実である。

一方、少子化・高齢化の進行、国際化及び経済活動の多様化等にみる社会情勢の大きな変化に向き合う中、男女が共に参画する社会の実現は、今後私たちが取り組むべき最重要課題である。

こうした状況を踏まえ、豊かで住みよい活力ある地域社会を築いていくためには、様々な社会活動における女性の参画をより一層促進するとともに、市、市民、事業者及び市民団体が相互に協力しながら、男女が互いの生き方を尊重し、男女が対等な構成員として活動できる社会を実現することが重要である。

ここに、日本一健康文化都市を目指す私たちは、男女が自らの意思によって、個性と能力を發揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが健康と幸せを感じながら生活することができる都市となるため、市、市民、事業者及び市民団体が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (説明)

前文では、男女共同参画推進に関する現状についての認識及び男女共同参画社会実現の意義を踏まえ、日本一健康文化都市を目指す袋井市は、市、市民、事業者及び市民団体が協働して、男女が互いの生き方を尊重し、男女が対等な構成員として活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいこうという趣旨と決意を明示しました。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(説明)

男女共同参画社会基本法の第9条に地方公共団体としての責務が示されています。この趣旨に沿って策定している平成23年度スタートの「袋井市男女共同参画推進プラン」の実効性をより確保するとともに、市、市民、事業者及び市民団体と協働しながら男女共同参画社会の実現を図るため条例を定めました。

この条例は、男女共同参画社会の実現のための基本方針を明らかにするもので、施策の基本的事項を定め、具体的な取組については、推進プランとして変化する情勢等に対応しながら進めていきます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず尊重され、その個性及び能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、その特性を生かしつつ、自らの意思によって、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、喜び及び責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は通勤、通学する者若しくは活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 市内で活動する自治会、PTA等の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にあるものからの身体的又は精神的な暴力（家族及び親族への暴力を含む。）をいう。

(説明)

この条例で用いている共通認識の必要な言葉について各号で定義しました。

- (1) ～ (5) は、条文の内容のとおりです。
- (6) セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法では職場における女性労働者に対する行為として規定していますが、男女共同参画社会を実現していく上では、男女や分野を問わない重要な問題と受け止め、条例では幅広い規定をしました。
- (7) ドメスティック・バイオレンス（DV）については、男女共同参画社会の実現にとって性別に起因する暴力の根絶は大きな課題であります。暴力を身体的なもののほか、精神的なものも含めて規定をしました。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の実現は、国際的協調の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人があるその推進について積極的に協力し合うこと。

(説明)

男女共同参画社会基本法の基本理念の趣旨に沿って決めました。

基本理念は、市、市民、事業者及び市民団体が役割を果たす上での基本的な考え方となるものです。

- (1) 男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念として、男女の人権の尊重を掲げました。
- (2) 男女が個性と能力を十分に発揮することができるためには、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。そのためには、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されることが重要です。
- (3) 社会の構成員である男女が、社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基本と考えます。
- (4) 少子化・高齢化の急速な進行など社会経済状況の変化のもとで、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことためには、家族を構成する男女が互いに協力し、また、社会的な制度などの支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（学校に通うこと、働くこと、地域活動をするなど）との両立が図られるようにすることが重要です。

- (5) 日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、こうした動向を踏まえて国、県と歩調を合わせながら、市、市民、事業者及び市民団体が協力して取り組んでいくことが大切です。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する役割を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、国、静岡県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図るとともに、その推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めなければならない。

(説明)

男女共同参画社会を形成していくためには、市が課題に対応する施策を策定し、市民、事業者及び市民団体の皆さんの理解と協力のもとに、国や県などと連携しながら進めていくことが重要です。また、男女共同参画に関する施策は、市の施策全体に関わっており、その推進のための体制及び環境の整備が必要です。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

男女共同参画社会を形成していくためには、市が取り組む施策の推進と合わせ、市民の皆さん一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の活動の中で、実践者としてできることに取り組むことが大切です。また、市が取り組む施策の効果をより高めるためにも、市民の皆さんの理解と協力が重要と考えます。

(事業者及び市民団体の役割)

第6条 事業者及び市民団体は、その事業又は活動を行うに当たり、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

男女共同参画社会を形成していく上で、事業所での取組は大きな影響力を持っており、事業者の役割は非常に重要です。事業者の役割として、男女が性別にとらわれず個人の能力に応じた雇用管理、価値観やライフスタイルなどにおける多様な働き方に対する適切な処遇や労働条件の確保など、安心して働き、充実した職場生活を営むことができるような職場環境を整備することが必要と考えます。

また、家庭と職場、その他の活動の両立が図られるようにすることが男女共同参画の課題となっていますが、そのためには、労働時間の短縮や育児休暇、介護休暇を取りやすくするための環境づくりなどが大切です。

さらに、地域社会には、住民の福祉向上のために市民活動をしている様々な市民団体があります。これらの団体は、地域社会に対する影響力も大きく、男女共同参画社会を形成していく上で、その役割も大きなものがあります。

生活に身近な地域社会での活動の中で、方針の決定や計画の立案の場に男女が共に参画する機会が確保され、共に地域の一員としての役割を果たすことが、暮らしやすいまちづくりにとって必要なことと考えます。

(協働)

第7条 市、市民、事業者及び市民団体は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。

(説明)

男女共同参画社会を形成していくためには、市、市民、事業者及び市民団体が協働していくことが重要であると考えます。

(教育の場における基本理念への配慮)

第8条 社会のあらゆる分野において教育に携わる者は、その教育の過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

(説明)

教育の場において、男女共同参画の理念に配慮された活動が実践されることは、男女共同参画社会を形成していく上で大きな効果をもたらすものと考えます。様々な教育に携わる人たちが、男女共同参画についての十分な理解のもとに教育活動に取り組んでいくことが大切であると考えます。

(環境づくり)

第9条 全ての人、は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女が共に活動しやすい環境づくりに努めるものとする。

(説明)

男女共同参画社会の形成に向け、家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野において、男女が共に活動しやすい環境づくりを進めていくことが大切であると考えます。

(性別による権利侵害の禁止)

第10条 全ての人、は、性別を理由とする差別的な行為を行ってはならない。

2 全ての人、は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

(説明)

第3条の基本理念の(1)で男女の人権の尊重を掲げていますが、ここでは性別による権利侵害を禁止事項として明示しました。

性別による差別的な取扱いや性に起因する暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現にとっての大きな課題です。性別による権利侵害に対する意識を強め、根絶すべき社会的課題としての認識を広げていくことが必要です。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第11条 全ての人、は、公衆に表示する情報において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(説明)

ポスター、広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法で保障された権利であり、尊重されるべきですが、一部には女性の性的側面のみを強調したり、女性などへの暴力を助長させたり、それらのことを連想させたりする情報も見受けられます。公衆に表示する情報は、男女の人権を尊重した表現を行うよう、自主的に留意することが必要と考えます。

(基本計画)

第12条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第22条の袋井市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(説明)

男女共同参画社会基本法第14条第3項で市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、国や県の計画を踏まえて定めることが規定されています。

本市は、この規定を受けて基本計画（袋井市男女共同参画推進プラン）を策定し、男女共同参画の推進に関する施策について取り組んでいるところです。今後、新たな基本計画の策定や変更に当たっては、袋井市男女共同参画推進審議会や市民、事業者及び市民団体の皆さんの意見の反映に努めていきます。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(説明)

市における各種施策には、広範多岐にわたり、直接的又は間接的に男女共同参画社会の形成促進に関係することがあるため、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があります。

(附属機関等における委員の構成)

第14条 市は、市が設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の委嘱又は任命に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(説明)

市では、重要事項の審査、審議又は調査等のため、様々な審議会、委員会などを設置しておりますが、その委員について男女の割合の均衡を保つことによって、会の意見が一方の性に偏らないよう規定しています。

(男女共同参画推進委員)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策において必要があると認めるときは、袋井市男女共同参画推進委員を置くことができる。

(説明)

男女共同参画を推進するため、必要に応じて、地域や職場などにおいて男女共同参画に関する広報・啓発活動を行う男女共同参画推進委員を配置することができるよう規定しています。

(広報啓発等)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うとともに、相談体制及び支援策についての情報提供を行うものとする。

(説明)

男女共同参画の推進活動を行う市民、事業者及び市民団体は、男女共同参画社会を形成していく上で重要な役割を果たす担い手であり、市としても活動推進のため情報提供など積極的に支援を行うことが必要と考えます。

(教育及び学習の推進)

第17条 市は、市民、事業者及び市民団体が教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。



(説明)

男女共同参画社会を形成していく上で市民、事業者及び市民団体の皆さんの教育及び学習は大きな効果が期待されます。講座、研修会、講演会など学習の場を設置するほか、自主的な学習を支えるための各種学習資料や情報を提供していきます。

(活動等への支援)

第18条 市は、市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(説明)

男女共同参画社会を形成していく上で市民、事業者及び市民団体の皆さんの男女共同参画に関する各種の活動は大きな効果が期待されるため、様々な支援をしていくことが必要と考えます。

(施策の実施状況の報告)

第19条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第22条の袋井市男女共同参画推進審議会の意見を付して公表するものとする。

(説明)

男女共同参画は、市、市民、事業者及び市民団体が協働して進めていく必要があり、その意識や関心を高めるためには、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表していくことが必要と考えます。

(意見、提案等の申出)

第20条 市民、事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対し、意見、提案等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、第22条の袋井市男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、これを行うものとする。

(説明)

市が実施する男女共同参画に関係する施策について、市長に対して意見や提案等の申出があったときは、その申出に対して速やかに適切な対応をしていきます。

(相談への対応)

第21条 市長は、市民、事業者及び市民団体から性別を理由とする差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、次条の袋井市男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、これを行うものとする。

(説明)

性に起因する暴力や性別による差別的な取扱いなどの権利侵害は、男女共同参画社会を形成していく上での解決すべき大きな課題です。これらの相談の申出に対しては、権利侵害の形態に応じ、関係機関等との連携を図り適切な対応に取り組んでいきます。

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、袋井市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(説明)

市は、附属機関として、男女共同参画の推進に関する施策及び重要な事項を調査審議するための袋井市男女共同参画推進審議会を設置します。

(所掌事務)

第23条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第12条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第19条、第20条第2項及び第21条に規定する事項について、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策について、市長に意見を述べること。

(説明)

市は、基本計画を策定して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していきますが、計画の策定、変更、又は、実施等に関して審議会の意見を聴きながら取り組んでいきます。

審議会は、諮問に応じた調査審議だけでなく、必要な場合は市長に対して意見を述べるすることができます。

(組織)

第24条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

2 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(説明)

審議会は、市民、学識経験者、事業者の代表者及び市民団体の代表者を委員として構成します。

また、委員について男女の割合の均衡を保つことによって、その意見が一方の性に偏らないよう規定しています。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(説明)

省略

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合  
は、市長がこれを招集することができる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、審議会の会議は、委員の半数以上  
が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴  
くことができる。

(説明)

省略

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(説明)

省略

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長  
が別に定める。

(説明)

省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に  
関する計画であって、基本計画に相当するものは、第12条の規定により策定され、  
及び公表されたものとみなす。

(男女共同参画推進審議会の委員の任期に関する特例)

3 この条例の施行後、第24条の規定により最初に委嘱される男女共同参画推進審  
議会の委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(説明)

平成23年3月に策定した「袋井市男女共同参画推進プラン」が基本計画に相当するものであり、第12条の規定により策定され、及び公表されたものとみなします。

また、最初に委嘱される男女共同参画推進審議会の委員の任期は、2年ではなく、平成25年3月31日までとします。